

## 令和2年度第11回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月10日(水) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(14人)

|         |     |     |     |     |    |     |  |
|---------|-----|-----|-----|-----|----|-----|--|
| 会長      | 1番  | 小林  | 功   |     |    |     |  |
| 会長職務代理者 | 14番 | 小宮山 | 晃次  |     |    |     |  |
| 委員      | 2番  | 草刈  | 章博  | 3番  | 池本 | 英夫  |  |
|         | 4番  | 竹下  | るみ子 | 5番  | 葉狩 | 健一  |  |
|         | 6番  | 春摘  | 要   | 7番  | 長石 | 憲太郎 |  |
|         | 8番  | 國岡  | 美保子 | 9番  | 寺坂 | 富雄  |  |
|         | 10番 | 植木  | 克茂  | 11番 | 前川 | 義憲  |  |
|         | 12番 | 細山  | 周一  | 13番 | 國岡 | 智志  |  |

4. 欠席委員(なし)

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

|     |    |    |     |    |    |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 15番 | 谷口 | 真一 | 16番 | 寺坂 | 静雄 |
| 17番 | 西沖 | 和己 | 18番 | 平尾 | 晴次 |

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第2号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

( 開 会 午後2時03分 )

事務局長

ただ今から、令和2年度第11回智頭町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。

それでは小林会長、開会の挨拶をよろしく申し上げます。

会 長

皆さん、こんにちは。本日、第11回の農業委員会総会を開催するにあたり、皆さんご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、皆さんご存じのように、今年度は農業委員会法改正後、改正にあたり、の色々な課題、問題点と申しますか、見直しをする年であると。その他につきましても、5年ごとの見直しということでもありますけど、その見直しの中で一番大きな課題は、国家戦略特区であると。あるいは規制改革。この二つが課題となって、5年後の農業委員会法の改正がなされるのではなかろうかなど。それに先立ちまして、皆さん方に1月から2月の二ヶ月にわたりまして、活動実績を報告していただくと。これを全国農業会議に送りまして、その活動状況において、改正される予定の規制改革ですか、この中で当初は農地集積を、80パーセントを一つの目標でございますけれども、実質はせいぜい50パーセントぐらいしか出来ないのではないかと申します。その5年前に立ち上げたものが、実際どのような結果が生まれておるかということを検証し、その次に5年後の見直しを、これ3月には大体一つの方向性が出てこようということもございますけれども、それによって新たな農業委員会法の改正がなされるんだということでもあります。

それで、我々と致しましては農地利用の最適化であるとか、あるいは人・農地プランで皆さん方は日夜活動をやっていただいておりますけど、やはり智頭町におきましても遊休農地の発生が多くなったり、あるいは智頭町の基幹農業者の平均年齢が大体75歳ぐらいであると、こういった中でこれから智頭町の農地を誰が守っていくのかということになるかということでもあります。

そこで、その中においても、農業委員の皆さん、農地利用最適化推進委員の皆さんが担い手育成機構につないで、これについても皆さんご存じのとおり、受け手がなかったらこの担い手機構も受けがたいところもある。それから、ある程度平坦地ならば、ここならば担い手が出来るだろうというところにおきましては、3年間担い手機構が一応受けまして、その保全管理は国の税金を使って担い手機構がやるんだということもございますけれども、智頭町の場合はその点が中々難しい面があると思っております。

そこで皆さんにお願いを申し上げますのは、ここで活躍していただくのが、農地利用最適化推進委員の方々であります。この方々が、智頭町では4名でございますけれども、それぞれの地域に出向いて遊休農地、あるいは耕作放棄地が日常のパトロールの中でチェックしていただいて、あるいは粗叩

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>きを作っていただき、それぞれの農地を掘り下げて確認していただくということが必要であると思っております。</p> <p>何故そのことを言うかと言いますと、今年度から新たに農地ナビというものを使ったり、タブレットを使って農地の1筆毎の確認ができたり、管理できる方向性を国の予算において取り組んでいこうと。鳥取県におきましては、県の農業会議がタブレットの管理をするのですけれども、約40台程度入ってこようと。これをどういった配分によって各市町村の農業委員会に出て行くのか、はっきりした方向性は詰めておりませんが、タブレットが手元に届きますと、農地の状況を即把握しながら受け皿対策に対応できるのではないかと考えております。その叩き台は、皆さんの方で一つ一つ積み上げていただきますようお願い申し上げます、簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。</p> |
| 事務局長   | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、引き続き会長に議事進行をお願いします。</p>  |
| 議長(会長) | <p>それでは総会に入ります。</p> <p>日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>   |
| 議長(会長) | <p>異議なしということですので、それでは、3番 池本英夫委員、4番 竹下るみ子委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p>   |
| 事務局書記  | <p>議案書の1ページをご覧ください。1番です。</p> <p>農地の所在が新見字岩鼻529番1、地目は田んぼで、1,373㎡の一時転用となります。権利関係は賃貸借となります。貸付人は、新見354番地の●●●●さん、借受人は●●●●です。転用目的としましては建設資材置き場となっております。転用の理由としては、昨年5月に許可済みとなった5条転用の発電所の工事の機材の仮置き場が必要になり、転用が完了するまでの間、申請農地を一時転用するためです。農地区分ですが、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで、第2種農地となります。根拠としては、代替地なしということでございます。</p> <p>場所等につきましては、申請位置図の1ページをご覧ください。青く囲っ</p>                                      |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>た2筆が5条許可地で、その裏にある山と挟まれた農地が今回の一時転用申請地となります。2ページには公図を付けておりまして、濃い黄色く示した部分が今回の申請地となります。3ページには転用事業計画書を、4ページ、5ページに被害防除計画書を、6ページに土地利用計画図を付けております。7ページには現況の写真を付けておりまして、赤線で囲った農地が5条許可済みの農地、隣の緑線で囲った部分が申請地となります。</p> <p>以上です。</p>   |
| 議長(会長) | <p>ただいまの説明に関連して、13番 國岡智志委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>   |
| 13番    | <p>番号1について、現地調査の結果を報告します。</p> <p>2月8日に申請者にそれぞれにお会いし話を伺いました。●●●●さんにつきましては、入院加療中のため、奥さんの方に確認を取りました。農地法第5条の審査基準に基づき調査しましたが、申請どおりで問題ない事を確認しました。</p> <p>以上です。</p>   |
| 議長(会長) | <p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(「なし。」という者の声あり)</p>   |
| 議長(会長) | <p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(挙手あり)</p>  |
| 議長(会長) | <p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第2号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>なお、議案第2号につきましては、番号4から番号7について席番14番 小宮山晃次委員が借受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> |

|        |   |
|--------|---|
|        | (小宮山晃次委員 退席 午後2時19分)  |
| 議長(会長) | それでは、事務局に説明を求めます。   |
| 事務局書記  | <p>議案書の2ページとなります。</p> <p>1月20日付けで智頭町長から意見の決定を求められました。</p> <p>利用権設定面積ですが、全て田んぼで10,625㎡です。利用権を設定する者が7名、受ける者が6名となっております。期間としては、3年未満が875㎡、5年から10年未満が9,750㎡となります。</p> <p>それでは、3ページで詳細について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上でございます。</p> |
| 議長(会長) | <p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>  |
| 議長(会長) | <p>ないようですので、それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(挙手あり)</p>  |
| 議長(会長) | <p>賛成多数ですので、議案第2号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>小宮山晃次委員の復席を認めます。</p> <p style="text-align: center;">(小宮山晃次委員 復席 午後2時25分)</p>  |
| 議長(会長) | <p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第11回総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">(閉会 午後2時26分)</p>  |

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和3年2月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 池 本 英 夫

智頭町農業委員会委員 竹 下 るみ子